

鳥取県アートスタート活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県アートスタート活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、0歳から小学校入学前の乳幼児（以下「未就学児」という。）を対象とした作品鑑賞、創造体験又は公演鑑賞（以下「アートスタート」という。）の機会を提供する団体の活動を支援することにより、子どもの潜在的な可能性を引き出し、豊かな感性と創造性を育てていくことを目指すとともに、生活の中に文化・芸術が根付き、文化・芸術を支えていくことができる人材の育成を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下、「間接補助率」という。）を乗じて得た本補助金額（ただし、一円未満切り捨てとし、同表の第6欄ただし書きの上限額以上の場合は、その額とする。）以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額から、当該間接補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と、間接補助対象経費の額に同表の第6欄に定める率を乗じて得た額のいずれか低い額以下とする。
- 3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。）への発注に努めなければならない。また、補助対象経費の委託費（公演委託費を除く。）については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書（様式第1号）に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）を控除した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く）、 第13条、第14条、第16 条第2項後段、第17条、第 25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第7欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）

を越えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条、第8条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象 経費	4 間接 補助率	5 間接交 付主体	6 補助率	7 間接補助事業 の重要な変更
未就学児を対象としたアートスタートの機会を提供する事業。ただし、以下に該当するものを除く。 ア 入場料を徴収しない事業（ただし、交付決定後に、不測の事態の発生など特別の事情により、入場料収入が見込めないと文化政策課長が認めた場合はこの限りではない。） イ 会員制度を有する団体が実施する事業で、当該団体の会員以外の入場料を会員よりも高く設定している事業 ウ 団体の会員や特定の教育・保育施設の園児など、参加者が限定される事業	活動の本拠としての事務所を県内に有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により設立された法人又は営利を目的とせず未就学児の健全育成に資する活動を行う団体。ただし、保護者会、PTA等、対象範囲を限定して活動を行う団体を除く。	(1) アートスタートの開催に必要と認められる経費 (2) アートスタートの広報など、事業周知に必要と認められる経費 ただし、当該年度の早い時期に行われる事業であって、前年度中に広報に着手する必要がある場合に限り、交付申請以前に行われた支出であっても補助対象経費に含めることができる。 (3) アートスタートの開催に当たり設置した実行委員会等に要する経費	1／2	市町村	1／2 ただし、補助金の上限は100千円とする。	(1) 事業主体の変更 (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

年 月 日

鳥取県知事 様

市 町 村 長

年度鳥取県アートスタート活動支援事業補助金交付申請書

鳥取県アートスタート活動支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県アートスタート活動支援事業補助金
算 定 基 準 額	円
交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他

年度鳥取県アトスタート活動支援事業補助金事業計画（報告）書

担 当 課	
担 当 者	
連 絡 先	

1 事業名

2 市町村が交付する補助金の制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）

3 間接補助事業の概要

事業名		
実施時期	年 月 日 () 時 分 開場 年 月 日 () 時 分 開演	
事業実施する団体及び代表者名（住所）		
会場	名 称	
	所 在 地	
入 場 者	総入場者数 人（内訳：未就学児 人、未就学児以外 人）	
目 的		
事業内容		
出 演 者	名 称	
	住 所	
入 場 料 金	※会員制度を有する場合は、会員の入場料・会員以外の入場料を記載してください。	
共 催 者 等		
他の補助金の活用の有無	[有 ・ 無] ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。	
消費税の取り扱い	[一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 地方公共団体 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者]	
そ の 他		

（注1）この表は間接補助事業ごとに作成すること。なお、間接補助事業者から市町村に提出された事業計画（報告）書の写しをもって代えることができる。

（注2）実績報告には、実施状況を示す写真、チラシ、パンフレット等を添付すること。

様式第3号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県アートスタート活動支援事業補助金収支予算（決算）書

1 収入

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備考
本補助金				
市町村負担				
その他				
計				

2 支出

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備考
補助金				
計				

(注) 間接補助事業ごとに別紙様式（間接補助事業収支予算（決算）書）を作成し、添付すること。
なお、間接補助事業者から市町村に提出された収支予算（決算）書の写しをもって代えることができる。

(別紙) (様式第3号に係るもの)

間接補助事業収支予算(決算)書

(事業名:)

1 収入

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備 考
補助金				
その他助成金				
入場料				
その他				
自己資金				
計				

2 支出

(単位 円)

区 分		予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備 考
補助 対象 経費	公演料				
	謝金				
	旅費				
	運搬費				
	印刷費				
	広報費				
	会場使用料				
	消耗品費				
	通信費				
	委託料				
	小 計				
補助 対象 外 経費					
	小 計				
合 計					

市 町 村 長 様

鳥取県知事

年度鳥取県アートスタート活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県アートスタート活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、実績額について鳥取県アートスタート活動支援事業補助金交付要綱（平成22年3月17日付第20100000194号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して得た額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

市 町 村 長

年度鳥取県アートスタート活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、
鳥取県補助金等交付規則第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県アートスタート活動支援事業補助金	
区 分	算定基準額	交付決定額
交 付 決 定	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円
添 付 書 類	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 その他	

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所
氏名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県アートスタート活動支援事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県アートスタート活動支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額)

金 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し)

様式第6号 別紙(第10条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1)補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区 分						非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2)課税売上割合 〇〇%

(3)補助金に係る仕入控除税額の計算方法